一般社団法人循環社会推進協議会 会則

2023年11月29日

第1章 総則

(名称と組織)

- 第1条 本会は、一般社団法人循環社会推進協議会(英文商号:「The Council of Circulating Society」、略称: CCS) とする。
 - 2 本会の組織は、別表1の組織図の通りとする。事務局は、定期的に組織図を見直し、組織に変更が生じた場合はそれを組織図に反映し、幹事会の承認を得て改訂を行う。

(本拠地)

第2条 本会は、主たる事務所を宮城県仙台市青葉区片平2丁目1-1 国立大学法人 東北大学 産学連携先端材料研究センター に置く。

第2章 目的

(目的)

第3条 地球に暮らす人類が直面する最大の課題は、持続可能な方法でエネルギーを生産し、社会を維持するために消費するということです。 本協議会では、このマグネシウムを始め真に循環できる材料を自ら生産できるようにし、エネルギーキャリアとして位置づけ、持続可能なエネルギー循環システムとして構築することによって、世界のどこでも公平に使うことができる技術として啓蒙活動を推進し、将来に亘って地球環境の維持保全に貢献致します。本会は、わが国及び世界のエネルギー事情の革新及びマグネシウム循環社会実現の推進を図るため、マグネシウムエネルギーに係る技術開発、調査研究、需要開発、普及促進及び振興を図る活動を行い、循環社会の構築・展開と実現から地域社会、自然環境及び国際経済の発展に資することを目的とする。

第3章 事業

(事業内容)

- 第4条 本会は、下記の事業を行う。この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) マグネシウムに関わる技術開発等支援事業
 - (2) マグネシウムに関わる調査、研究、情報収集及び提供事業
 - (3) マグネシウムに関わる需要開発・普及拡大事業
 - (4) マグネシウムに関わるカンファレンス等開催事業
 - (5) マグネシウムエネルギーを活用した災害救援等支援事業
 - (6) エネルギー・キャリアなるものへの探求も合わせて推進展開する事業
 - (7) 国内産官学分野及び国際社会に関する意見の表明及び答申事業
 - (8) その他この法人の目的を達するために必要な事業

(事業年度)

第 5 条 事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをもって 1 事業年度とする。

第4章 会員

(入会)

- 第6条 本会への入会を希望する者は、理事会の承認後、入会手続きを行うことにより本会に入会することができるものとする。
 - 2 会員は、入会と同時にその代表者(以下「会員代表者」という。) 1 名を事務局に届け 出るものとする。
 - 3 会員代表者に変更があったときは、その都度新たな会員代表者を事務局に届け出るものとする

(会費)

第7条 会員は、会費を負担する義務を負う。

2 会費は、1事業年度かつ会員1社につき15、000円(消費税別)とし、事業年度 の途中から参加の場合も同額とする。

また、開発委員会加入については個別に理事会にて審査・決定し、開発委員会員の年会費は次の金額とする。

法人200,000円(消費稅別)、公的機関等100,000円(消費稅別)個人20,000円(消費稅別)

他、必要に応じてオブザーバーを設置する。

3 会費は、本会の運営および会議開催のため前項の金額を徴収し、施設費、資料作成、 理事会が認めた経費・交通費等に充当することとする。

(退会)

第8条 会員は、幹事会の定める手続を完了させることにより、いつでも退会することができる。

2 前項の規定により会員が会員資格を喪失した場合でも、当該年度に係る未納の会費は納付しなければならず、既納の会費は返還されないものとする。

(除名)

- 第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、第17条に定めた方法をもって、これを除名することができる。
 - (1) 本会則その他の規則に違反したとき。
 - (2) 本会の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
 - 2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に総会の一週間前までに通知する とともに、総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

- 第10条 前2条の場合の他、会員は、次のいずれかに該当するに至った時は、その資格を喪失する。
 - (1) 第7条第1項に定める会費の負担義務を履行しなかったとき。
 - (2) 当該会員が破産又は解散したとき。
 - 2 前条又は前項の規定により会員が会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費は返還されないものとする。

第5章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成し、開発委員会が運営に当たる。

(権限)

- 第12条 総会は、次に掲げる事項について決議する。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 会長、事務局長及び事務局の選任又は解任
 - (3) 会則の変更
 - (4) 解散
 - (6) 収支報告書及び収支予算書の承認
 - (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの会則で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、原則、年度末に開催する。但し、会員若しくは幹事会の発案により、臨時に開催できる。

(議長)

第14条 総会の議長は、代表理事及び理事会又は会長が指名した者がこれにあたる。

(議決権)

第15条 総会における議決権は、会員1社につき各1個とする。

(書面等による議決権の行使)

- 第16条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法 により議決又は議決権の行使を委任することができる。
 - 2 前項の規定により議決権を行使した会員は、総会に出席したものとみなす。

(決議)

第17条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議 決権の過半数をもって行う。

第6章 幹事会

(構成)

第18条 本会を実務運営するために、一般社団法人循環社会推進協議会の理事会で承認を受け、 会長1名、顧問、事務局長1名及び事務局による幹事会をおく。

(権限)

- 第19条 幹事会は、次に掲げる事項について決議又は実施する。 但し、決議実施事項については、 都度、理事会メンバーに報告し承認を受けることとする。
 - (1) 新会員の審査、入会決定。及びその事務手続き。
 - (2) 委員会の設置及び廃止。
 - (3) 会計実務及び収支報告書、収支予算書の作成と総会への報告。
 - (4) 各種事業の推進。

第7章 委員会

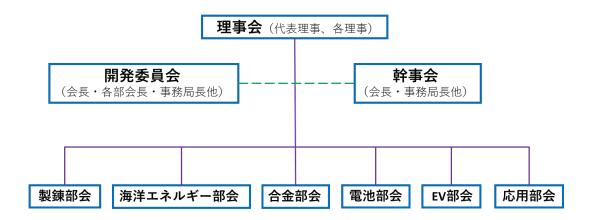
(委員会)

- 第20条 開発委員会は理事会で承認を受けた会員で構成され、本会の目的を実現するための具体的活動の中心となって推進する組織体であり、守秘義務契約をもって運用する。 開発委員会には、必要に応じて、各種部会を設置できる。
 - 2 本会の事業を推進するために、幹事会は各種委員会を設置することができる。

以上

別表1:

一般社団法人循環社会推進協議会



一般社団法人循環社会推進協議会への連絡先:

•事務局長: 熊谷枝折(代表理事)

電話:090-3752-0002

s-kumagai@ksf@biglobe.ne.jp

事務局: 高田 賢一(不二ライトメタル(株))

電話: 0968-78-2123 ktakada@fujisash.net

前田 雅彦

電話:090-6945-1010

maeda918@khc.biglobe.ne.jp